

神奈川県知的障害者施設保護者会連合会ニュースVOL. 64

発行人神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長岩本邦雄
編集同上広報部会HP:<http://w01.tp1.jp/a368318200/>
発行所同上事務局〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14 岩本邦雄方
TEL&FAX 045-751-1010



横浜知的障害者施設協議会との合同報告

平成27年8月19日(火)10時から横浜市のオリブ工房会議室にて横浜知的障害者施設協議会の高山健会長、斉藤事務局長との話し合いを行った。

概要

神奈川県知的障害者施設協議会(岩本・金子・杉山・山本・坂間)が出席して、横浜知的障害者施設協議会が8月5日に提出したH28年度要望書について、同施設協議会高山健会長、斉藤事務局長との話し合いを行い、要望書内容の説明受けと現状の問題や課題について、意見交換を行った。

また横浜市には「もつと現場に来て現状を見てほしい!とお誘いしている。だが、監査時などを除くとなかなか現場に来て、実態に基づく話し合いが実現していない。★昔と違い、あるべき障害福祉の将来像などを語

横浜知的障害者施設協議会とは

この協議会には社会福祉法人系の施設が加盟している。当協議会は毎年定期的に横浜市健康福祉局との話し合いの場を持つとともに、8月には要望書を横浜市に提出している。要望書を提出する前に横浜市健康福祉局と5回の合

る職員の方が少なくなっている。今の若手職員の姿勢や仕事の仕方もかなり違ってきている。(例…数字や書類だけで語る傾向が見られる)

★横浜市のほとんどもと福祉先進市だったが、国の制度改革によるさまざまな施策を導入、展開することとは今まで先導的の取り組んできたこととのかかりもかなり、かつ全国一の370万政令指定都市ではかなり無理がでる。高山会長から「先進的の障害福祉政策は、最近の国の福祉行政の枠組みに適合しないと、最近のわかってきた者として、(従来の横浜方式でも)福祉現場の実態に即し、障害者の暮らしの向上に役立つことは、着実に実践を積み重ね、その実績により、行政(国)がその合理性を理解するよう働きかけることが大切と考える。」との発言があった。

★計画相談事業で言えば国は在宅の方々を対象に考えたものであるのに、

横浜市の実情は施設サービスの受け手の方々と在宅の方々を全て対象にしたのではなかなか進まなかった。国の計画相談事業内容は横浜市の現場とのアンマッチが出た。

★当施設協議会は山口県の虐待問題等のような障害者の権利侵害をおこさないように活動している。引き続き、利用者に対して寄り添うことに力を入れて行きたい。

★横浜市の相談事業は国の指針導入で後退したところがある。国は在宅中心で考えており、横浜を打ち出さず、中心を市は国がいう在宅中心でやるべきだ。G.Hの充実や柔軟にやるようにも言

えない。計画相談という在宅もなんでも相談できるのかという事になるが、横浜市の実態は何でも相談にのることが出来な

★横浜市の独自に施設に對してやることはないと、の立ち位置だ。しかし、養護学校を卒業して社会に出る通所施設も多くの区で不足している。まずは就労の機会を作ると言っても必要に迫られるだけ就労の機会がない。

★入所施設や短期入所を利用するニーズが依然高い。現状の待機者数が多いことは大きな問題だ。ある施設長は施設の募集定員や欠員補充で希望者のニーズにこたえられないという現状は障害者のあ

★障害のある方々の高齢

化や触法の方々の増加、発達障害のある児童の顕在化、短期利用の繰り返し等障害福祉の現状は課題だらけだ。

★高齢化対応に関しては、いわゆる「看取り」について、現状では障害者施設では高齢者施設にあるような「看取り加算」はない。

横浜市との懇談会では現状の課題のひとつとして「看取り加算」の話が出て、金にかかわることでもあり、助成制度の創設という話は協議会からは言い出せない。

また、施設協議会の立場だとこの問題は施設だけでなくGHにも共通する課題であると考えている。

★また、GHは居宅介護事業を利用できるが、施設はそれが出来ない。

医療面でも制度上の制約から生じる問題がある。大きな施設ではある人数までは、現状の職員体制でも看取りが出来るかもしれないけれど、それ以上なら無理とか、障害の種類（知的と身体）で垣根があり、効率的や柔軟な運営が出来ないとい

う問題もある。これらの運営上の制約や加算制度などの見直しが出来ればよいが、現状はかなり無理がある。制度の改正が求められる。（施保連も同様の問題認識を持っている）

3. GH
★GHの建設は金の問題だけではない問題がある。横浜市が定める市街化調整区域の建設基準制限（入所施設から50m以内には建てられないとか、近隣に50軒強の住宅が無いと建築が出来ないとか）がいろいろあるのでGHを建てることはむずかしい。

また、来年度にGHを建てるためには、今年度中に建築申請を提出しなければならぬ。しかし、地主の都合や他の制度的制約や人材不足がある。

★横浜市はH27年度に100人、40か所のGH建設予算を立てたが年度内には達成しなかった。

★横浜市は第3期障害福祉プランに基づき、現在までに3回の強度行動障害のある方々の住まい在り方研究会を開催している。

横浜市は強度行動障害のある方々に重点を置きたいと思っているようだ。我々は強度行動障害の住まいの在り方は喫緊の課題であることは認識しているが、協議会はそのだけでなく、他の障害のある方々も受け入れて行けるようにしたいと考えている。

★横浜市は協議会との話し合いで、行動障害に特化した内容に絞るのではなく、既存の入所施設、GH、その他の日中系事業所等が連携した体制を作りたいと思っている。しかし、どこに着地するかはわからない。

また、高齢化や病弱化に伴い、職員の負荷が大変になっている。

★入院を必要とする重度障害者が多くなると、付添に職員が割けないという問題がある。

病院による付添に関するルールのばらつきが大きいのでこの改善に関しては家族会からも発信してほしい。

施設協議会も入院時のコミュニケーション加算の見直しなどを要望して行きたい。

横浜市は国にドンドン言ってほしいと唱えている。

（医療関係に対する要望事項に関して施設協議会医療機関への要望書を出している）

★地域生活とパーソナルアシスタントについては個人単位のヘルパー活用の恒久化を求めたい、札幌市で取り入れられている個人ごとにアシスタントを固定できるパーソナルアシスタント制度を横浜市でも創設してほしいという要望を行っている。

宅々夕食入浴までの繁忙期の要員の増強が必要である。（施保連もGHの支援体制の充実が出来るような制度の見直しや高齢化・重度化対応に対応が必要と思っている）

4. 就労と日中活動
★一度は就労させたいという願いを持っている通所利用者、家族の方が多い。しかし、就労の道は厳しいのが実情である。

当施設協議会は横浜市との協議を申し入れていく。申し入れ事項は別記のとおりである。

5. 居宅介護・移動支援
★GHにおける居宅介護サービス等の継続を強く要請している。

★移動支援事業に関して余暇活動の支援のために、現状30時間以内という利用制限を以前の40時間に戻してほしい。

★通所・通学移動支援に関する報酬単価の引き上げを要望する。等々

6. 障害児施設
★現行契約制度の撤廃を横浜市が国に働きかけて

ほしい。

7. 人材確保・育成
★福祉・介護分野の人材不足への対応に対して、横浜市の長期的視点からの支援をお願いしたい。

会談を終えて

以上

神奈川県施保連横浜市域保護者会チームチームとしては、横浜知的障害者連施設協議会とは話し合いを踏まえて、今後以下のとおりに進めることを話し合った。

1. 今回の話し合いをさらに検討した上、神奈川県施保連常任理事会の了解を得て、10月8日、横浜市健康福祉局と、懇談会方式にて要望書の内容説明を行った。

当日は、市議会が開かれており、行政側は4名の出席であった。

2. 神奈川県施保連として、同様な活動を拡大していくかは別途常任理事会にて協議を行う。以上